

令和 8 年度 若者文化の機運醸成に向けた体験会等開催業務委託 仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

2 履行場所

川崎市内

3 業務目的

本市では、将来の人口減少社会を見据え、若い世代をはじめ、あらゆる世代が活躍する持続可能なまちづくりを進めていく観点から、川崎らしい地域資源である、ブレイキン、BMX、スケートボード等の若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」を目指しており、令和元(2019)年 11 月に策定した「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画」において、将来的には、日常的に練習ができるような施設が市内にバランスよく複数ある状態をめざすこととしている。

本業務は、若者文化の認知度向上及び環境整備に向けた機運醸成を図るため、市内を中心に活動する地域人材等を活用した体験会等を開催するとともに、令和 9 年 4 月に供用開始予定の瀬田河川敷コンクリート広場（仮称）の完成を記念し、施設の周知、利用促進及び愛着の醸成を目的としたオープニングイベントを開催するものである。

4 業務概要

（１）若者文化の機運醸成に向けた体験会（ブレイキン等）の開催（以下「若者文化体験会」という。）

ア 開催日時・場所等

実施日時：令和 9 年 1 月 2 3 日（土）～ 3 月 2 2 日（月・祝）までの土曜日、日曜日及び祝日のうち 1 日以上 最大、午前 1 0 時から午後 4 時まで

実施会場：次のいずれかの会場を 1 箇所以上選定すること。

- (a) 川崎市内北部エリアの公共施設（麻生区役所（広場・屋内）等）
- (b) その他事業者が提案する施設

〈留意事項〉

- (a)を使用する場合、施設の使用料は発生しないものとする。なお、開催日時及び会場の使用範囲は契約業者選定後、本市と協議の上決定すること。
- (b)を使用する場合、施設及び設備の使用料は受託者が負担すること。

イ 実施内容

ブレイキン及びヒップホップダンスの体験会等の実施（1 回以上）

(a) 実施会場において、体験会及びパフォーマンスを実施すること。

(b) 体験会のコンテンツは、ブレイキン及びヒップホップダンスを必須とし、それぞれ 1 回以上実施すること。

- (c) 開催回数及び場所については、市内全域での認知度向上や機運醸成を図るため、これまで体験会等の実施が比較的多い川崎区・幸区を除く5区のうち、いずれかの区で1回以上実施すること。なお、2回以上実施する場合、実施する区が重複しないようにし、川崎区・幸区での実施も可能とする。
- (d) 講師等は、本市に縁のある人材を中心に選定すること。
- (e) 体験会への参加は、無料とすること。
- (f) 体験会は事前申込制とし、対象者は原則として未経験者とすること。
- (g) 本格的に習うことを希望する参加者に対して市内又は近隣のスクール、教室等に関する情報提供を行うこと。

(2) 瀬田河川敷コンクリート広場（仮称）オープニングイベントの開催（以下「オープニングイベント」という。）

ア 開催日時・場所等

実施日時：令和9年3月27日（土）又は3月28日（日）午前10時から午後4時まで
実施会場：川崎市高津区瀬田地先 瀬田河川敷コンクリート広場（仮称）

（以下「コンクリート広場」という。）

※コンクリート広場は令和9年2月末に完成し、同年4月に供用開始予定

※コンクリート広場の概要については、別紙1による。

イ 実施内容

①オープニングイベント実施に向けた環境整備

- (a) オープニングイベント実施日の2週間前から前日までの間に、コンクリート広場外周及び橋脚周りの草刈りを実施し処分すること。
- (b) オープニングイベント前日又は当日の開会前に、コンクリート広場内のごみ拾い及び清掃を行うこと。また、収集したごみは受託者の責任において適切に処分すること。なお、清掃に必要な用具等の準備は受託者が行うこと。

②地域向けお披露目イベントの実施

- (a) 川崎市にゆかりのあるスケートボーダーによるデモンストレーションを実施すること。
- (b) 川崎市にゆかりのあるBMXライダーによるデモンストレーションを実施すること。
- (c) コンクリート広場内のミューラルアート（壁画）作品のお披露目を予定しているため、市及びアート制作事業者と連携し、円滑に実施すること。

③体験会の実施実施

- (a) コンクリート広場において、スケートボード及びBMXの体験会を実施すること。
- (b) 各種目につき60分程度の体験会を2回以上実施すること。
- (c) 講師等は、本市に縁のある人材を中心に選定すること。
- (d) 体験会への参加は、無料とすること。
- (e) 体験会は事前申込制とし、対象者は原則として未経験者とすること。
- (f) 本格的に習うことを希望する参加者に対して市内又は近隣のスクール、教室等に関する情報提供を行うこと。

5 業務内容

(1) 全体の統括

本業務の実施に当たっては、企画責任者及び現場責任者を配置し、実施計画書、作業工程表、日程表等を作成の上、本市へ提出すること。また、業務に関する情報を一元管理し、本市と十分に協議しながら、事業が円滑に進行するよう適正な運営管理を行うこと。

(2) 事前準備

- ア 本市及び講師等からの意見並びに提案会において受託者が提案した内容等を踏まえ、実施内容を企画し、本市と協議のうえ、決定すること。
- イ 実施に向けた関係者との調整を行うこと。
- ウ 参加者募集方法を企画するとともに、広報を実施すること。なお、チラシについては、市内公共施設等への配布を想定し、若者文化体験会及びオープニングイベント用として、それぞれ 5,000 枚作成すること。
- エ 円滑な実施に向けて必要なスタッフを手配すること。
- オ 講師等への謝礼支払い、お弁当の手配等、付随する業務全般を実施すること。
- カ 実施に必要な機材、備品等を用意し、不足のないようにすること。なお、オープニングイベントにおける体験会の実施に当たっては、スケートボード、BMX、ヘルメット及びプロテクター（手首、肘、膝）について、参加者数に応じた数量を確保すること。
- キ 体験会参加者等について、必要な保険に加入すること。
- ク 本市と内容を協議したうえで、アンケートを作成すること。
- ケ 若者文化体験会及びオープニングイベントの参加者向けノベルティを制作すること。
- コ コンクリート広場に設置する車止めとしての機能を兼ねたバナーを制作すること。当該バナーには施設利用上の注意事項を記載するものとし、仕様は別紙 2 による。なお、記載事項は本市が指示する。
- サ 実施に必要な関係機関への諸手続等については、原則として受託者において実施するものとする。

(3) 当日の運営等

- ア 会場の設営及び撤去を行うこと。なお、必要な機材等の搬入、設置、搬出を含むものとする。
- イ 設置物の転倒防止等、安全対策を十分に講じるとともに、避難経路及び緊急時の動線を確保すること。
- ウ イベントが円滑に実施されるよう、適正に運営管理を行うこと。
- エ 参加者アンケートを実施し、原則として全参加者から回収すること。
- オ 若者文化体験会については、当日の様子を記録するため、写真を撮影すること。また、オープニングイベントについては、次年度以降の広報活動及び瀬田河川敷コンクリート広場の PR 動画制作等に活用できるよう、当日の様子を写真及び映像により記録すること。なお、撮影に当たっては、写真及び映像の広報利用について、参加者から必要な同意を得ること。
- カ 若者文化担当の X 公式アカウント「@k_streetculture」のフォロワー増加につな

がる取組を実施すること。

(4) 実施後の検証及び報告等

- ア 写真及び動画等による記録を整理すること。
- イ 若者文化体験会のアンケート調査結果を分析し、参加者のニーズや課題を整理すること。
- ウ 若者文化体験会及びオープニングイベントの来場者数及び参加者数を把握し、本市へ報告すること。
- エ 若者文化体験会の実施結果及びアンケート調査結果を踏まえ、今後の若者文化の機運醸成及び環境整備に向けた課題と方向性を提案すること。
- オ 若者文化体験会の実施結果及びアンケート調査結果を踏まえ、今後の認知度向上及び地域の活性化に向けた取組を提案すること。
- カ 実施結果等について、本市へ報告すること。

6 成果物

本事業の受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

なお、履行期限に限らず、各種成果物は業務の進捗に合わせて随時提出すること。

(1) 写真等による体験会当日の記録集

体験会当日の様子を写真にて記録し、データ形式で納品すること。

(2) 実施報告書

下記の資料等について、データ形式で納品すること。なお、アンケートを紙媒体により実施した場合は、アンケート原本も併せて納品すること。

- ア 本業務を遂行するための打合せ資料及び摘録その他調整経過が分かる資料
- イ 本業務遂行に当たり作成した成果物（計画書、広報物等）
- ウ 若者文化体験会及びオープニングイベントにおけるアンケート調査結果
- エ 若者文化体験会の実施結果及びアンケート調査結果を踏まえた、今後の若者文化の機運醸成、認知度向上及び環境整備に向けた提案
- オ その他本市が必要と認めるもの

(3) 業務完了届

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

(2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 28 日条例第 76 号）等、川崎市が定める条例、規則、規程、その他関係法令等を遵守すること。また、受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

8 その他

- (1) 受託者は、各体験会等の実施手法や実施内容について適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本件委託に係る事業の内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。

留意事項等

- ・ スケートボード、インラインスケート、BMXで利用可能な仕様
- ・ 面積は約800m²
- ・ 電源設備、夜間照明はなし
- ・ イベント時の車の乗り入れは可

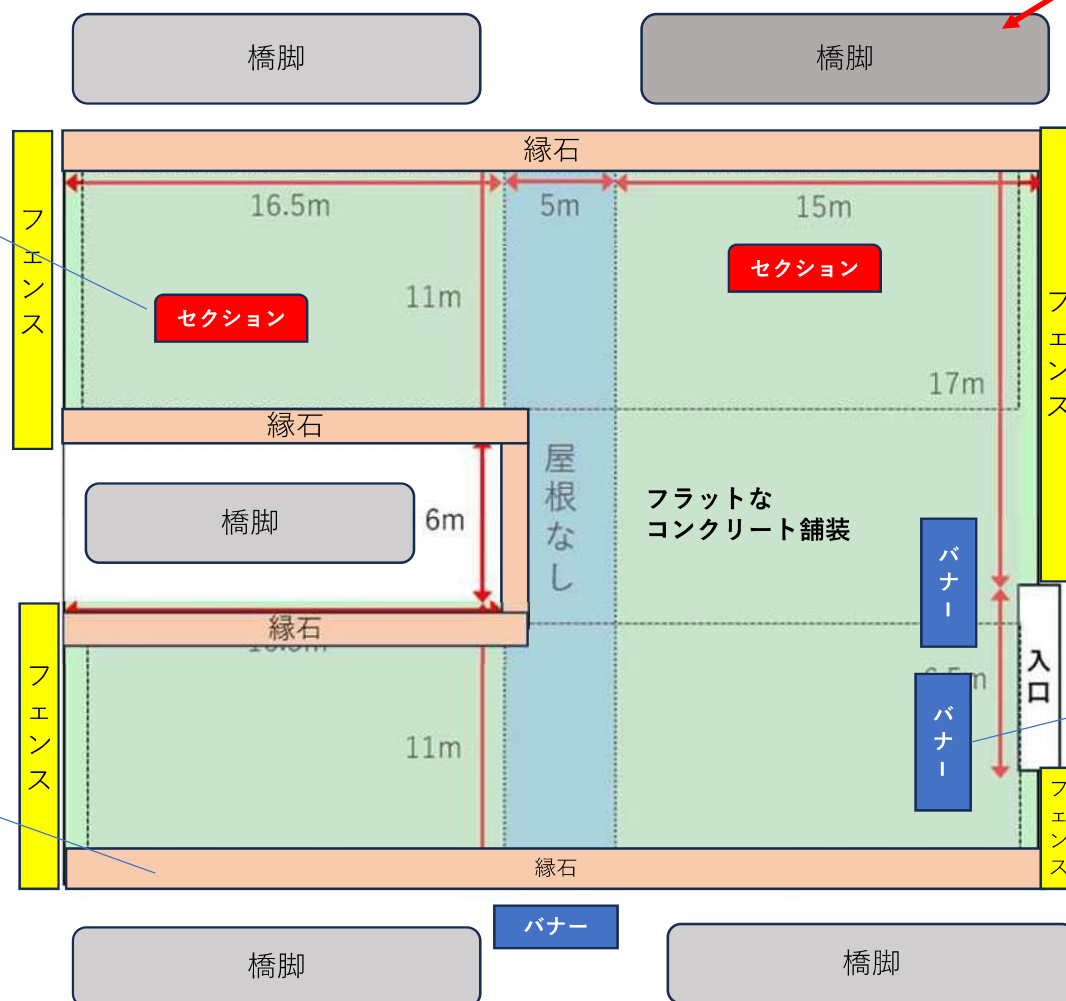
アートを描く予定



セクションイメージ



縁石イメージ



フェンスイメージ
(可倒式)



車止め兼バナーイメージ
【ルールやマナーを掲示】

※変更の可能性があります。

施設イメージ





←コンクリート広場整備予定地

↑ 東急田園都市線「二子玉川駅」

↓ 東急田園都市線「二子新地駅」 (徒歩4分)

スポンサーボード 3台

1台当たり W2360×H880mm（程度）連結式可

